

# 高齢者向けバス・タクシー運賃助成のご案内

(令和6年度 光市高齢者バス・タクシー運賃助成事業)

運転免許証を要する交通用具(車やバイクなど)での移動が困難な高齢者の方が、移動手段を確保し、外出しやすい環境を創出するため、路線バス及びタクシーの運賃の一部を助成する助成券を交付します。

## 1 助成対象者

光市に居住し、次の①②③全ての条件を満たす方。



※「福祉タクシー利用券」または「在宅寝たきり老人リフト付きタクシー利用券」の交付を受けた方は申請できません。

## 2 助成券

48枚 9,600円分 (200円/枚)

※8月以降の申請は枚数が減少します。

申請月	～7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
枚数	48	32	28	24	20	16	12	8	4

▶今年度は、うす茶色です。(前年度の助成券(うす紫色)は使用できません。)

## 3 使用期間

令和6年6月1日から令和7年3月31日まで。

## 4 使用方法

《使用可能な公共交通機関》

詳しくは、3ページの「助成券の使用方法」の(4)をご確認ください。

《使用可能条件》

上記使用可能な公共交通機関を利用し、市内で乗車又は降車した場合

《使用方法》

詳しくは、2ページ及び3ページの「助成券の使用方法」をご確認ください。

《助成券の使用に関する留意事項》

- ①残額は現金でのみ、お支払いください。
- ②運賃が助成券未満の場合、おつりは出ません。
- ③助成券は再交付しません。(毀損の場合、毀損した券と引き換えます)



# 助成券の使用方法



## (1) 助成券を使用できる乗り方

乗車、降車のどちらかが光市内の場合に助成券が使用できます。

	光市外	光市内	光市外
乗車：光市内 降車：光市内 使用可能		乗車 → 降車	
乗車：光市内 降車：光市外 使用可能		乗車 → 降車	降車
乗車：光市外 降車：光市内 使用可能	乗車	乗車 → 降車	
乗車：光市外 降車：光市外 使用不可	乗車	×	降車

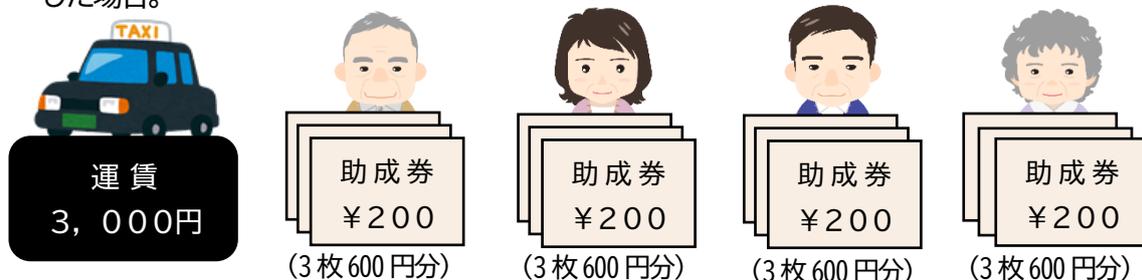
## (2) 助成券を使用した運賃の支払い

	路線バス	タクシー
乗車1回あたりの 使用可能枚数	1枚のみ	3枚まで
助成券を使用した 支払いの流れ	<ul style="list-style-type: none"> <li>①助成券と整理券を運転士へ見せてから、運賃箱へ入れてください。</li> <li>②運賃から助成券200円分を引いた残りの現金を運賃箱へ入れてください。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①助成券を運転士へ渡してください。</li> <li>②運賃から助成券金額分（上限600円分）を引いた残りの現金を運転士へ渡してください。</li> </ul>

### (3) タクシーで相乗りした場合の支払い方

助成対象者が相乗りした場合は、助成対象者各自が3枚まで助成券を使用することができます。(相乗りできる人数は4人まで)

**例1**：助成対象者4人が相乗りして、運賃が3,000円かかり、全員が助成券を3枚ずつ使用した場合。

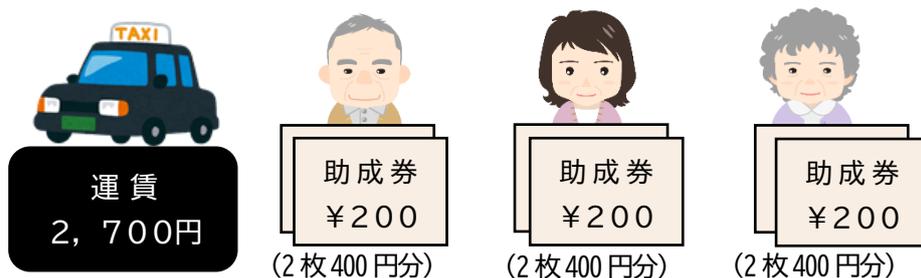


【運賃】3,000円

【助成額】助成券200円×使用助成券3枚/人×助成券使用者4人=2,400円

【支払額】3,000円-2,400円=600円 ※一人当たり150円

**例2**：助成対象者3人が相乗りして、運賃が2,700円かかり、全員が助成券を2枚ずつ使用した場合。



【運賃】2,700円

【助成額】助成券200円×使用助成券2枚/人×助成券使用者3人=1,200円

【支払額】2,700円-1,200円=1,500円 ※一人当たり500円

### (4) 本助成券が使用できる公共交通機関

(バスの路線やダイヤに関するお問合せ、タクシーの配車に関する連絡先)

路線バス		タクシー	
防長バス(防長交通)	0833-43-2200	周南近鉄タクシー	0833-72-0123
光市役所前～周南市熊毛地域方面バス(周南近鉄タクシー)	0833-72-0166 又は、	西部光タクシー	0833-71-0001
ひかりぐるりんバス(周南近鉄タクシー)	0833-72-0123	大和タクシー	0820-48-2050
光市営バス	0820-48-2050	岩田タクシー	

## 5 申請方法及び申請受付 ※助成対象者の要件該当者のみ申請可

申請手続きについて、窓口にお越しになる必要のない郵送での申請にご協力ください。

### (1) 令和5年度に助成券の交付を受けた方

#### ■ 郵送による申請

- ①【市役所】4月下旬に対象者の方へ申請書(様式)を郵送します。
- ②【申請者】同封の申請案内を参照され、必要事項を記入した申請書を公共交通政策課へ郵送で申請してください。

(宛先: 〒743-8501 光市中央六丁目1番1号 光市役所公共交通政策課)

- ③【市役所】申請書の内容を審査した後、5月中旬から助成対象者本人へ助成券を簡易書留で郵送します。

### (2) 令和6年度に新規で申請される方

#### ■ 郵送による申請

- ①【申請者】公共交通政策課(0833-72-8980)までご連絡いただき、助成対象者ご本人様の氏名、住所、連絡先の電話番号をお伝えください。
- ②【市役所】後日、申請書(様式)を郵送します。
- ③上記(1)②~③と同様の手順でお手続きをしてください。

#### ■ (1)、(2)の方で、郵送による申請が困難な方へ

出張所による提出	公共交通政策課窓口での申請
<ol style="list-style-type: none"><li>①【申請者】出張所窓口にて、申請書を記入し、提出してください。</li><li>②【出張所】提出された申請書を市公共交通政策課へ送付します。</li><li>③【市役所】届いた申請書の内容を審査した後、5月中旬から助成券を簡易書留で助成対象者本人へ郵送します。</li></ol>	<ol style="list-style-type: none"><li>①【申請者】市窓口にて、申請書を記入し、本人確認書類を提示してください。※代理人申請の場合は事前にご連絡ください。</li><li>②【市役所】申請書の内容を審査した後、簡易書留で助成対象者本人へ郵送します。※5月21日以降の申請については、助成券をその場で交付します。</li></ol>

## 6 郵送先及び、本制度や助成券に関するお問合せ

#### ★郵送先

743-8501 光市中央六丁目1番1号 光市役所公共交通政策課

#### ★お問合せ

光市高齢者バス・タクシー運賃助成事業 専用ダイヤル 0833-72-8980